

大崎町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

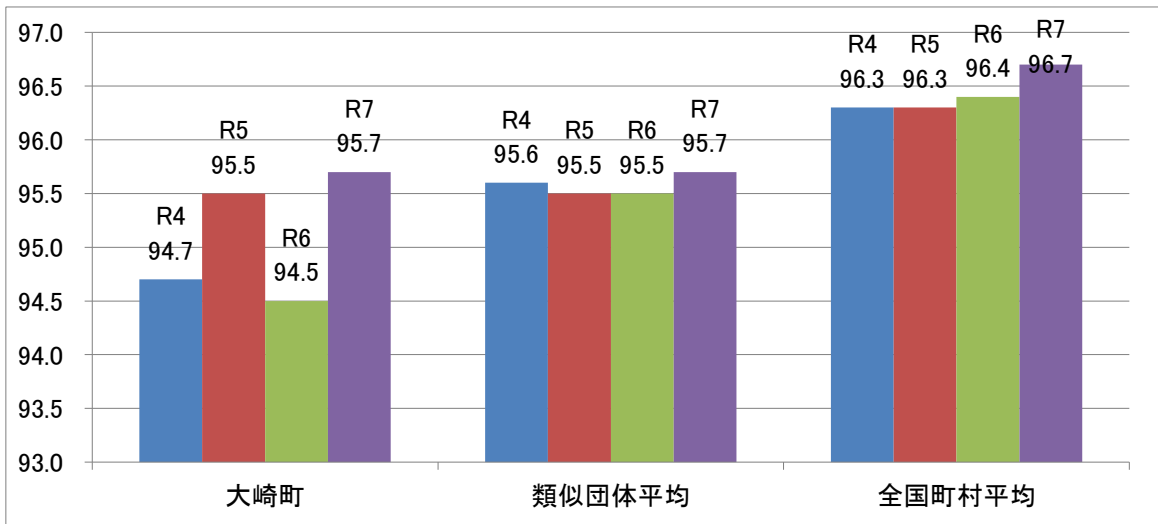
区 分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	人 11,913	千円 15,882,527	千円 482,477	千円 1,327,738	% 8.4	% 9.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)Ⅲ-0平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
6年度	人 123	千円 486,169	千円 52,826	千円 196,197	千円 735,192	5,977	5,750

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、3年前に比べ1ポイント以上上昇している理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況 ※本町では人事委員会を設置していません。

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給 与 改 定 率	(参考) 国 の 改 定 率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧 告 (改定率)		
令和 6年度	円 —	円 —	円 (— %)	% —	% —	% 3.62

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国 の 年 間 支 給 月 数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧 告 (改定月数)		
令和 6年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 4.65

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し (実施)

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層について1級のみ据え置きとし、高年齢層については、最大4%の引下げ。激変緩和ため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

地域手当は支給実績が無いため対象外。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日から)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大崎町	42.3 歳	318,770 円	346,386 円	340,293 円
鹿児島県	43.0 歳	322,300 円	401,909 円	352,686 円
国	41.9 歳	332,237 円	414,480 円	- 円
類似団体	41.9 歳	315,481 円	361,578 円	341,173 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
大崎町	52.7歳	2人	315,500円	317,500円	315,500円	—	—	—	—
うち学校助手	52.7歳	2人	315,500円	317,500円	315,500円	学校助手	51.5歳	202,400円	1.57
鹿児島県	57.3歳	143人	319,200円	363,779円	340,371円	—	—	—	—
国	51.3歳	1,703人	294,567円	337,907円	—	—	—	—	—
類似団体	50.8歳	5人	287,838円	312,596円	301,617円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
大崎町	5,180,400円	2,675,700円	1.94
うち学校助手	5,180,400円	2,675,700円	1.94

0

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和4～令和6年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		大崎町	鹿児島県	国
一般行政職	高 校 卒	188,000 円	189,000 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	205,000 円	222,000 円	- 円
	中 学 卒	185,700 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学・短大卒	307,875 円	349,233 円	382,525 円	398,500 円
	高 校 卒	246,200 円	365,100 円	248,300 円	388,850 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	316,000 円	- 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円	315,000 円

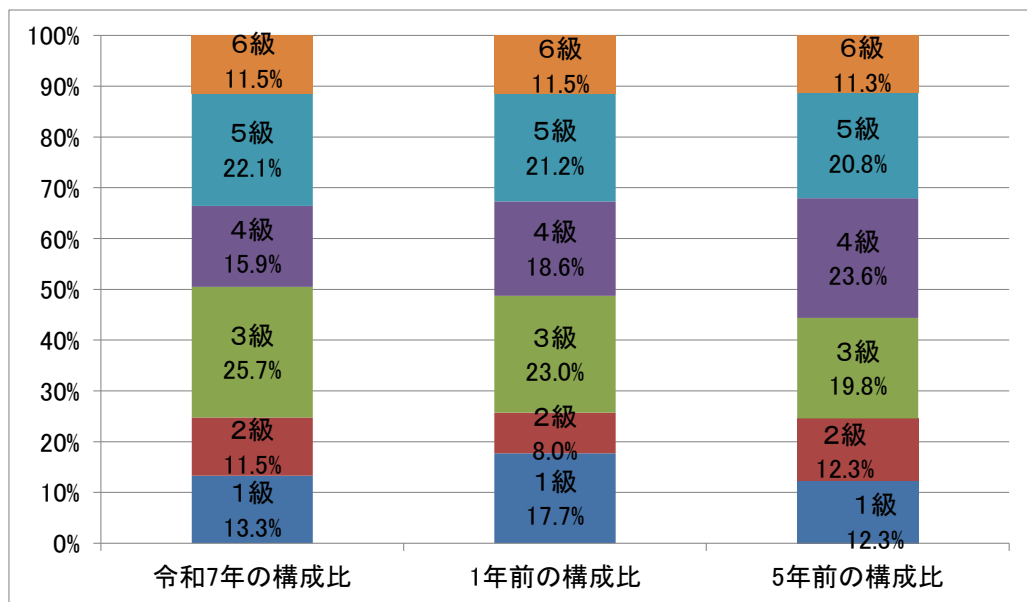
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

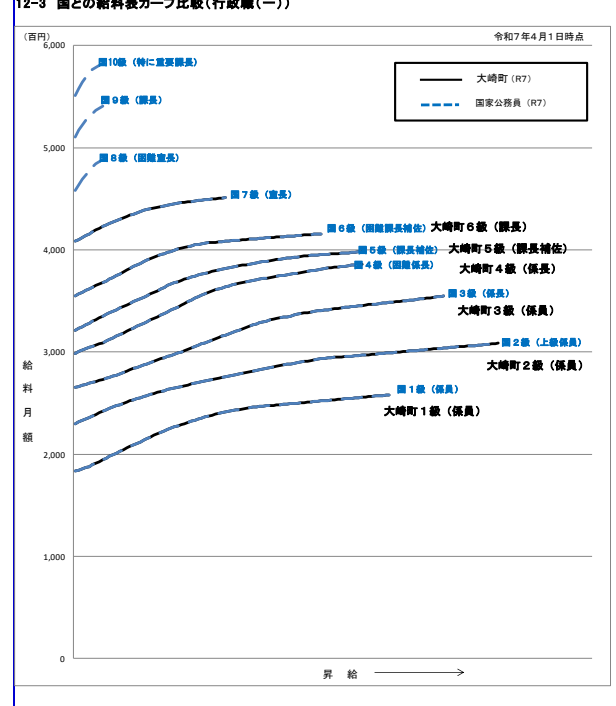
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・技師・書記	人 15	% 13.3	円 183,500	円 258,100
2 級	主事・技師・書記	人 13	% 11.5	円 230,000	円 308,500
3 級	主任・主任書記・主査	人 29	% 25.7	円 265,300	円 354,700
4 級	主幹・係長	人 18	% 15.9	円 298,800	円 386,100
5 級	参事・課長補佐・次長・室長・書記長・支所長	人 25	% 22.1	円 321,300	円 398,200
6 級	課長・事務局長	人 13	% 11.5	円 355,200	円 415,700
7 級	課長・事務局長	人 —	% —	円 408,300	円 450,900

(注) 1 大崎町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和7年4月2日から令和8年4月1日までに おける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した		勤務評価のみ実施		勤務評価のみ実施	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある 区分	昇給可能な区分	昇給実績がある 区分
	上位, 標準, 下位の区分	○		○	
	上位, 標準の区分				
	標準, 下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない					
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大 崎 町	鹿 児 島 県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 15,598 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,783 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 制度なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

勤勉手当への人事評価の活用状況(大崎町)

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用した		勤務評価のみ実施		勤務評価のみ実施	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位, 標準, 下位の成績率				
	上位, 標準の成績率				
	標準, 下位の成績率				
	標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない		○		○	
	活用予定時期	令和7年度		令和7年度	

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

大 崎 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.669500 月分	26.365500 月分	勤続20年	19.669500 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.039500 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.030000 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.757500 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.750000 月分	47.709000 月分
最高限度額	47.709000 月分	47.709000 月分	最高限度額	47.700000 月分	47.709000 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置(2～45%)			・定年前早期退職特例措置(2～45%)		
	(自己都合)	(応募認定・定年)			
1人当たり平均支給額	612千円	116,268千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支 給 実 績 (令和6年度決算)			— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)			— 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %
地域手当補正後ラスパイレス指数			
(ラスパイレス指数)			

(4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支 給 実 績 (令和6年度決算)		— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		— %		
手当の種類(手当数)		—		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—	—

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	14,529 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	108 千円
支給実績(令和5年度決算)	16,994 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	128 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	・配偶者3,000円 ・子11,500円 ・その他6,500円 ・16歳から22歳までの子がいる場合特別加算5,000円	同じ	—	16,958 千円	245,768 円
住居手当	1 家賃を支払っている職員 家賃の額に応じて支給。 支給限度額:月額28,000円	同じ	—	10,850 千円	230,851 円
通勤手当	1 交通機関利用者 その者の1ヶ月の通勤に要する運賃等の額に相当する額 支給限度額:月額 55,000円 2 交通用具利用者 通勤距離に応じて支給	同じ	—	2,798 千円	45,869 円
管理職員 特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日・祝日・年末年始に勤務した場合 6,000円以内	同じ	—	54 千円	3,857 円
管理職手当	総務課長:41,000円 その他の課長等:33,000円	—	—	5,640 千円	402,857 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	772,000円	(参考)類似団体における最高／最低額
	副 町 長	613,000円	900,000 円／ 639,000 円
			720,000 円／ 550,000 円
報 酬	議 長	308,800円	340,000 円／ 252,000 円
	副 議 長	254,800円	275,000 円／ 196,000 円
	議 員	231,600円	250,000 円／ 174,000 円
期 末 手 当	町 長	(令和6年度支給割合)	
	副 町 長	3.45月分 (15%加算措置あり)	
	議 長	(令和6年度支給割合)	
	副 議 長	3.45月分	
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	町 長	772,000円×勤続年数×500/100	15,440,000 円 任期毎
	副 町 長	613,000円×勤続年数×280/100	6,865,600 円 任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

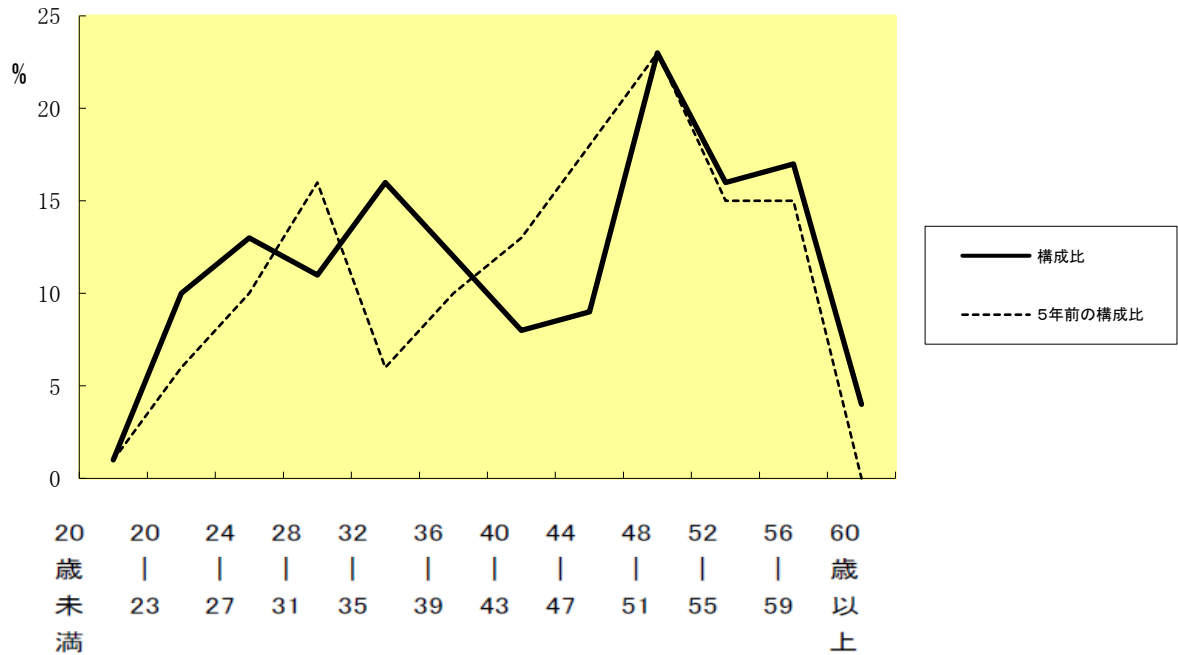
(各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	議 会	3	2	-1	
	総 務	36	36	0	
	税 務	12	11	-1	
	農 林 水 産	23	24	1	
	商 工	6	6	0	
	土 木	8	8	0	
	民 生	10	9	-1	
普 通 会 計 部 門	衛 生	10	11	1	
	計	108	107	-1	<参考> 人口1万人当たり職員数 89.82 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数111.20人)
	教育部門	19	18	-1	
	小 計	127	125	-2	<参考> 人口1万人当たり職員数 104.93 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数117.34人)
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	6	6	0	
	下 水 道	1	1	0	
	そ の 他	7	8	1	
	小 計	14	15	1	
合 計		141	140	-1	<参考> 人口1万人当たり職員数 117.52人
		[167]	[167]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	1人	10人	13人	11人	16人	12人	8人	9人	23人	16人	17人	4人	140人

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別 \ 年度	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	96	100	100	105	108	107	11 (11.5%)
教育	23	20	22	21	19	18	△ 5 (△21.7%)
消防	-	-	-	-	-	-	- -
普通会計計	119	120	122	126	127	125	6 (5.0%)
公営企業等会計計	14	15	15	14	14	15	1 (7.1%)
総合計	133	135	137	140	141	140	7 (5.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 大崎町水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R5年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和6年度	千円 176,790	千円 28,137	千円 31,511	% 17.8	% 18.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 6	千円 20,835	千円 2,475	千円 8,201	千円 31,511	千円 5,252	千円 6,316

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年 齢	基本給	平均月収額
大崎町	41.0 歳	319,700 円	361,000 円
団体平均	42.1 歳	318,600 円	479,950 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大 崎 町 水 道 事 業	大 崎 町（一般行政職）
1人当たり平均支給額(令和6年度) 15,651 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 15,806 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

大 崎 町 水 道 事 業				大 崎 町 (一般行政職)			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.669500 月分	26.365500 月分		勤続20年	19.669500 月分	26.365500 月分	
勤続25年	28.039500 月分	33.270750 月分		勤続25年	28.039500 月分	33.270750 月分	
勤続35年	39.757500 月分	47.709000 月分		勤続35年	39.757500 月分	47.709000 月分	
最高限度額	47.709000 月分	47.709000 月分		最高限度額	47.709000 月分	47.709000 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
・定年前早期退職特例措置(2～20%)				・定年前早期退職特例措置(2～20%)			
(自己都合)		(勧奨・定年)		(自己都合)		(応募認定・定年)	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円		1人当たり平均支給額	612千円	116,268千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支 給 実 績 (令和6年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支 給 実 績 (令和6年度決算)		— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		— %		
手当の種類(手当数)		—		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—	—

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	393 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	79 千円
支給実績(令和5年度決算)	203 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	51 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

- 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当 り平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	1 配偶者 月額 3,000円 2 子 11,500円 3 その他 6,500円 4 16歳に達する年度初めから22歳に達する 年度末までの子1人につき 5,000円加算	同じ	—	568 千円	189,333 円
住居手当	1 家賃を支払っている職員 家賃の額に応じて支給。 支給限度額:月額28,000円	同じ	—	600 千円	200,000 円
通勤手当	1 交通機関利用者 その者の1ヶ月の通勤に要する運賃等の額に 相当する額 支給限度額:月額 55,000円 2 交通用具利用者 通勤距離に応じて支給	同じ	—	98 千円	32,667 円
管理職手当	課長:33,000円	同じ	—	396 千円	396,000 円